

議案第16号

田川市市営住宅管理条例の一部改正について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和2年2月14日

田川市長 二 場 公 人

理 由

本案は、民法の一部改正等に伴い所要の改正をしようとするもので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものである。

田川市市営住宅管理条例の一部を改正する条例

田川市市営住宅管理条例（平成9年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「定めることを目的とする」を「定めるものとする」に改める。

第4条第2項中「申込方法」の次に「、選考方法の概略」を加える。

第6条中「次の各号」を「次」に、「認めた」を「認める」に改め、同条第3号イ中「第1号表ノ3」を「同表第1号表ノ3」に改める。

第7条第1項中「申込」を「申込み」に改める。

第9条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第4号中「立退の」を「立退きの」に、「立退先」を「立退き先」に、「責に」を「責めに」に改め、同項第5号中「支払い」を「支払」に改め、同条第2項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第3項中「寡婦」の次に「若しくは寡夫」を加える。

第11条第1項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 請書を提出すること。

第11条第3項を削り、同条第4項中「第2項」を「前項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とする。

第12条第1項中「市長の承認を得なければならない。この承認に当たっては、法規則第10条で定めるところによるものとする」を「公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号。以下「法規則」という。）第11条で定めるところにより、市長の承認を得なければならない」に改める。

第13条第1項中「市長の承認を得なければならない。この承認に当たっては、法規則第11条で定めるところによるものとする」を「法規則第12条で定めるところにより、市長の承認を得なければならない」に改める。

第15条第2項中「法規則第8条」を「、法規則第7条」に改める。

第16条中「次の各号に」を「次に」に改める。

第17条第1項中「第11条第5項」を「第11条第4項」に、同条第4項中「立退いた」を「立ち退いた」に改める。

第18条第2項中「第16条の各号の一に」を「第16号各号のいずれかに」に改める。

第20条第1項中「（畳の表替え、ふすまの張替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。）

は」を「は、市長がその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして定めるものを除いて」に改め、同条第3項中「責に」を「責めに」に「第1項に掲げる」を「公営住宅及び共同施設の」に、「同項」を「第1項」に改める。

第21条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第4号を次のように改める。

(4) 前条第1項において市が負担することとされているもの以外の公営住宅及び共同施設の修繕に要する費用

第22条第2項中「責に」を「責めに」に、「き損」を「毀損」に改める。

第23条第3項中「前2項の」の次に「規定による」を加える。

第24条中「以下」の次に「次条において」を加える。

第26条の見出しを「(高額所得者に対する明渡請求)」に改め、同条第4項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第30条の見出しを「(建替事業による明渡請求等)」に改め、同条第3項中「第27条第2項中」を「同項中」に改める。

第34条第2項中「検査のとき」を「検査の時」に改める。

第35条の見出しを「(住宅の明渡請求)」に改め、同条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第3号中「き損」を「毀損」に改め、同条第3項中「支払い」を「支払」に、「年5分の割合」を「法定利率」に改める。

第36条中「第35条第1項(」を「前条第1項(」に、「第35条第1項第2号」を「同条第1項第2号」に改める。

第39条第1項中「ついて同様とする」を「おいて同じ」に改め、同条第2項中「聴いたうえ」を「聴いた上」に改める。

第42条第1項中「厚生労働省令・国土交通省令」を「公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令」に改め、同条第2項中「附す」を「付す」に改める。

第43条第2項中「前項の」の次に「規定による」を加える。

第45条中「第11条第5項」を「第11条第4項」に改める。

第46条中「公営住宅の適正」を「、公営住宅の適正」に改める。

第48条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2号中「認められる」を「認める」に改める。

第49条第4項中「指揮」を「指示」に改め、同条第5項中「第1項から前項まで」を「前各項」に改める。

第50条第1項中「若しくは」を「又は」に改める。

第54条の見出しを「（委任）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第11条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に第8条第2項の規定により公営住宅の入居者として決定した場合（第36条の規定により改良住宅を公営住宅とみなして準用する第8条第2項の規定により改良住宅の入居者として決定した場合を含む。以下同じ。）に適用し、同日前に同項の規定により公営住宅の入居者として決定した場合については、なお従前の例による。